

秋ト協ダ第10号
令和7年2月6日

秋田県内の建設事業者 殿

公益社団法人秋田県トラック協会
ダンプトラック部会
部会長 進 藤 義 弘

ダンプトラック事業者との契約適正化について

平素は、当業界に各別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内のダンプトラック事業者は多くが中小零細企業であり、概して利益率は低く余裕のない経営状態にあります。加えて、近年は車両、タイヤ等の諸資材の値上がりや、高止まりを続ける燃料価格など経営環境は非常に厳しいものがあります。その結果、全産業平均と比べても賃金が低く労働時間も長いことから、必要な運転手の確保が困難な状況にあります。労働環境を改善することが急務であり、この状態が継続すると建設資材等の輸送にも大きな支障をきたすことが予想されます。

そこで、国土交通省では「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化」ということで、令和6年3月に不動産・建設経済局の建設業課長、建設市場整備課長、並びに物流・自動車局の貨物流通事業課長の連名による文書を地方公共団体・主要民間団体などへ通知しました。この通達では、安定的に輸送力を確保するために、運転者の労働条件を改善する観点から次のことが求められています。

- ①物価上昇の影響を踏まえ平均8%の運賃の引き上げ
- ②ダンプ車の特別車両としての2割増し

この文書では、建設資材や建設副産物等の運搬に際してトラック事業者と契約する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標として適正な契約を締結することとされております。また、建設工事の元請け事業者においては、市場における取引価格等を的確に反映した適正価格での下請け契約を徹底するとともに、下請け事業者に対して、再下請け契約についても適正価格での契約締結を要請するなど、現場を支える労働者の末端まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めることを要請しております。

このように、厳しい経営環境にあるダンプトラック業界の実情をご理解いただき、安定した輸送力を確保するために、ダンプトラック事業者と契約を締結する際には「標準的な運賃」をご負担いただきますようお願い申し上げます。

○国土交通省が定める標準的な運賃

大型ダンプトラック 8時間制 63,132円

以上